

参考様式第5－1号

高農政第345号
令和6年10月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 高島市 (252123) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 今津地域 梅原地区 (梅原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年9月26日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
- ・すでに大規模担い手(法人)へ集積が進んでいる。自給的農家を含めたその他の農家の耕作地についても順次集積していく見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻栽培を中心としながら、麦・大豆などの栽培にも取り組む。
- ・担い手へ継承後は、担い手の意向に任せる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 56.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 56.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0.0 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・目標地図に基づく担い手への農地集積・集約を図るため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・現在は1経営体への集約を進めていく考えであるが、新規で就農を希望する者が現れた場合は、担い手として育成していくよう、関係機関と連携し相談にのる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害の防止に向け、集落による獣害防止柵の補修点検及び周辺林地や農地の環境点検整備を定期的に行う。
- ⑦⑧中山間地域等直接支払制度等を活用して農道や水路及び獣害防止柵等を共同活動により保全、管理する。
- ⑨目標地図と異なる利用を検討する場合は、隨時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。